

令和5年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 地域密着型サービス運営委員会 会議録

日時 令和5年6月28日(水)午後1時30分

場所 八戸市庁 本館3階 議会第1委員会室

○出席者(7名)

坂本部長、間山副部長、河田委員、岡田委員、田名部委員、中嶋委員、慶長委員

○欠員(1名)

保健医療関係者(青森県看護協会三八支部)

○欠席者(1名)

阿達委員

○事務局(9名)

池田福祉部長、工藤福祉部次長兼障がい福祉課長

〔介護保険課〕 三浦課長、佐藤(純)副参事、佐藤(恵)副参事、青砥主査、

下平主査兼介護支援専門員、村井主査、上村主事

司会: それでは、ただいまから、令和5年度第1回地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。

本日は、保健医療関係者枠である青森県看護協会三八支部の委員改選に伴い1名が欠員の状態であり、また阿達委員が所用のため欠席されておりますが、委員9名中7名の方が出席で、半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

はじめに、令和5年5月31日から新たに八戸市健康福祉審議会委員に委嘱されました方を御紹介いたします。

株式会社デーリー東北新聞社 企画総務局長兼社長室長の 河田 恭宏 様でございます。

河田委員:〔挨拶〕

司会: よろしくお願いいいたします。

それでは、会議に先立ちまして坂本部長より御挨拶をお願いいたします。

部長:〔挨拶〕

司会: 坂本部長ありがとうございます。

さて、当市では令和5年度の機構改革により、高齢者福祉に係る取組の推進体制を強化し、介護・高齢者支援のさらなる充実を図るため、介護保険課が高齢福祉課と同じ福祉部へ移管されたところでございます。

ここで改めまして担当部長及び次長を御紹介いたします。

福祉部長の 池田 和彦 です。

福祉部次長兼障がい福祉課長の 工藤 浩範 です。

続きまして、今年度の人事異動により事務局担当となりました介護保険課長の三浦幸治です。

以上でございます。

それでは、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により、これより議長は部会長に務めていただきます。坂本部会長よろしく願いいたします。

部会長: それでは、議事を進めてまいります。

(1)第8期八戸市高齢者福祉計画期間中の地域密着型サービス整備状況等について事務局から説明願います。

事務局: まず、資料の説明の前に、健康福祉審議会に初めて参加される委員もいらっしゃるため、地域密着型サービス及び本運営委員会について御説明いたします。

地域密着型サービスとは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等、9種類のサービスがあり、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。八戸市にある地域密着型サービスは、原則として、八戸市の住民のみが利用できるサービスとなります。

次に、本運営委員会では、事業者の指定を行う場合や独自の介護報酬を設定する場合、独自の指定基準を設定する場合に意見を求めるほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項を協議する場となります。

それでは、資料1 第8期八戸市高齢者福祉計画期間中の地域密着型サービス整備状況等について、御説明いたします。

まず、第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく整備状況についてですが、1.看護小規模多機能型居宅介護については、次の議事の際、御説明させていただく予定ですので、説明を割愛いたします。

2.認知症対応型共同生活介護は、いわゆるグループホームと呼ばれ、認知症の高齢者が入居してサービスを受けるものです。社会福祉法人ファミリーが八幡地区に18床整備し、本年12月から事業を開始する予定です。

3.定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間定期的な訪問介護、随時対応の訪問介護に加えて看護サービスを提供する在宅サービスです。合同会社オウルが江陽地区に一か所整備し、先月1日からサービスを提供しております。

次に、通所して利用するサービスを除く第8期計画期間中の移転・休止・廃止等の状況について御説明いたします。

1.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、29床以下の特別養護老人ホームであり、原則要介護3以上の方が入所してサービスを受ける施設となります。社会福祉法人吉幸会が小中野地区に29床整備し、令和3年5月からサービスを提供しております。

2.認知症対応型共同生活介護は、医療法人メディカルフロンティアが是川一丁目から石手洗に移転し、3床分を増築した上で、令和3年10月からサービスを提供しております。

3.認知症対応型共同生活介護は、株式会社東建設計がグループホーム音寿園として運営していた事業を株式会社リブライズが引き継ぎ、令和3年12月から「グループホームかつこうの森ぬまだて」としてサービスを提供しております。

4.認知症対応型共同生活介護は、社会福祉法人信和会が運営している「グループホームこもれびの家」の定員について、令和4年1月に18床から9床に減らしてサービスを提供しております。

5.認知症対応型共同生活介護は、令和4年12月医療法人高人会が運営していた「グループホームかえで」を廃止しております。

6 は、社会福祉法人みろく会が運営していた地域密着型介護老人福祉施設9床についてですが、平成31年4月より休止していたものを廃止し、9床分を広域型の特別養護老人ホームに転換し、令和5年4月からサービスを提供しております。

7.認知症対応型共同生活介護は、医療法人仁泉会が運営しているグループホームしろがねを白銀町田端から白銀台三丁目へ令和5年5月に移転したものです。移転前の建物は、昭和56年以前の旧耐震基準の建物であり、安全性を確保するため、新築した上で移転しております。

8.小規模多機能型居宅介護は、通所サービスを中心に、訪問・宿泊のサービスを提供するものです。社会福祉法人友の会が田面木地区で運営していた小規模多機能型居宅介護を今月末に休止し、休止後の事業所の一部を転用して、訪問介護のサービスを提供する予定です。

以上で資料1の説明を終わります。

部会長:ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

〔なしの声〕

部会長:御質疑等ないようですので、この報告を了承したものと取り扱うことにいたします。

次に、議事の(2)「看護小規模多機能型居宅介護に係る開設場所の変更について」ですが、こちらについては事務局及び変更の申し出があった事業者からの説明を受けた後で、質疑応答の時間を設けることとします。

それでは、ここで「株式会社 池田介護研究所」様に入室いただきます。

〔事業者入室〕

事務局:それでは、議事に先立ちまして、これまでの経緯を御説明いたします。

令和3年度において、第8期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備・運営事業者の公募選定を実施し、看護小規模多機能型居宅介護の開設事業者として株式会社池田介護研究所が選定されました。

なお、看護小規模多機能型居宅介護とは、施設への「通い」や「泊まり」、自宅に来てもらう「訪問介護」のサービスに加え、在宅医療を支えるための「訪問看護」の機能も備えた、介護と看護を一体的に提供するサービスとなっております。

池田介護研究所は、県補助金を活用して事業を実施する計画としておりましたが、令和5年2月に、当初予定していた鮫町、こちらは旧：小西耳鼻科を改築して事業を進める計画としていたものですが、昨今の資材価格高騰の影響により資金調達が困難になったとの相談がありました。

時期を同じくして、訪問介護、地域密着型通所介護、住宅型有料老人ホームの事業を運営している別法人：有限会社ファミリーサポートの代表者より、自身の年齢的な不安などから、池田介護研究所に事業を譲渡したい旨の申し出があったとのことでした。

以上のことから、池田介護研究所としては、ファミリーサポートが運営する事業を継承し、湊高台にある住宅型有料老人ホーム「テレサの丘」を増改築して看護小規模多機能型居宅介護を開設することに計画を変更したいとのことでした。

なお、住宅型有料老人ホーム「テレサの丘」には現在、5名の方が入居しておりますが、入居者・家族に説明を行い、看護小規模多機能型居宅介護への転換について了承を得ているとのことでした。

池田介護研究所については、選考会を経て選定された事業者であります。同一の選考員による再度の選考会開催は困難であり、開設場所変更の可否を市のみで判断することはできないことから、今回、地域密着型サービス運営委員会にて計画の妥当性等を御審議いただくことになったものです。

審議にあたりまして、選考会の際に用いた提案書を変更後の計画に差し替えた状態で提出いただきましたので、参考としてお配りしております。

併せて、右上に「資料2」と書かれた事務局で作成した新旧計画の比較表もお配りしております。

開設場所や資金計画以外の主な変更点としましては、宿泊サービスの利用定員が当初の6名から7名へと1名増になったこと、延床面積が406.96㎡から176.03㎡へと半分以下になったことが挙げられますが、市の条例に定める「設備に関する基準」を満たしていることは事前に確認しております。

それでは池田代表、変更内容についての説明をお願いいたします。

事業者:この度、御説明いただいたとおり当初鮫町で看護小規模多機能型居宅介護をオープンする予定で動いていたのですが、有限会社ファミリーサポートより先行きの問題であったり、経営者の方が高齢になったりとお話があり、物価の高騰や地域性なども考えた上で、既存の場所で引き続き運営した方が利用者にとっても地域性という意味でもマッチしているかと考え、変更という形をお願いさせていただきました。

今後サービス内容に関しては、前回提案させていただいた、地域を重視し利用者さんを重視した形でのサービスというのは変わらず、在宅との懸け橋となるというところ

ろも変わらず提供できればと思っております。前回いらっしゃった委員の方は坂本部長だけで、その他の方々で分からないところもあるかと思っておりますので、もしよろしければ質疑応答などで御質問いただければと思っております。よろしく願いいたします。

部会長:ありがとうございました。事務局からと池田代表から今お話がありました。場所が変更になったということですが、委員の皆様、何か御質疑・御意見等ございますでしょうか。

A 委員:テレサの丘さんに今現在5名の方が入居されているということで、転換について御説明して了承を得ているということですが、その5名の方たちはどこか別の施設に移るということになるのでしょうか。

事業者:ありがとうございます。今、御発言いただいた内容についてですが、御自宅にも帰りながら生活するという形で家族さんからの了承を得ているところでした。看護小規模の良いところというか、自宅との懸け橋というところは家族さんからも了承を得て今後運営はできるのかなと思っております。以上です。

A 委員:御家族さんがお世話できないから今の施設に入居されているかと思うのですが、実際皆さんが在宅に戻れるということになるとその後のサービスの提供など途切れない形になるのでしょうかと思ひまして。

事業者:ありがとうございます。看護小規模多機能はですね、看護と訪問介護が自宅に行ったりだとか、通ってデイサービスに行ったりと、訪問看護・訪問介護・デイサービス・ショートステイの4つの機能がありますので、それをフルに使いながら、在宅でいられる良さもあると思ひますので、家族間で一緒に居る時間も持てるようになるということですから、今まで施設にいるとコロナなどいろいろでなかなか(面会に)来られない時があったりしたと思うのですが、その辺を御理解いただいた上で出来ることを御家族さんにやっていただいて、施設側としてもバックアップできるところは全力でやっていければと思ひているところでした。

部会長:委員の皆様、他に何かございますか。

B 委員:おつかれさまでございます。もしかしたら、これは事業者というより市(事務局)の方に対する質問になるかもしれませんが、先ほどの事務局の説明において同一の選考員による再度の選考会開催は困難であるとありましたが、これは委員に任期があるということなののでしょうか。どういうことなのか、もう少し御説明いただければと思ひます。

事務局:御質問くださりましてありがとうございます。こちらについてお答え申し上げます。

事業者選定に当たりましては、地域密着型サービス運営委員会とは別に都度選考委員会を開催して決定しており、選考委員についても別メンバーで構成しております。

このため、今回の事案について当時のメンバーを招集し再結成して御審議いただくことは現実的に難しいと判断しましたので、今回の地域密着型サービス運営委員会で

御審議いただくことにいたしました。以上です。よろしかったでしょうか。

〔B 委員 了解の声〕

部会長:他に何かございませんか。

A 委員:2点ほどまた質問させていただきます。テレサの丘さんを譲渡されるということで、今資金の方で土地取得関係費用が0円となっているのですけれども、すでに契約を締結されて無償で贈与されるというような状況になっているのかということと、常に介護人材の不足が言われていますけれども、結構な人数の職員さんを採用するようですが、今現在の進捗状況などについてお伺いできればと思います。

事業者:ありがとうございます。前質問の方で行きますと、今後の家賃を決めていないこともありまして0円という形で記載させていただいておりました。

そちらの有料老人ホームの土地自体は、現在ファミリーサポートさんが土地を所有しているのですけれども、デイサービスの方は代表者の配偶者が所有していますので、そちらの方に家賃を払わなければならないのかなと今考えております。

ただ、看護小規模多機能に関しては会社の方で移行する形になりますので家賃は発生しないかなと思っておりました。ただ、今回決まった時点でいろいろ動いたりすることもあるので、その辺今後多少変わってくる可能性もあるのかなと思っています。

後者の質問に関してですが、人材の確保に関しては一年位前の採択を受ける際に坂本部会長さんからも新規就労者の確保は大丈夫かと御質問いただいたことがありました。確かに昨年に比べると厳しいなと感じてはいますけれども、現在有料老人ホームで働く職員の方々もおり、なおかつプラスアルファで弊社訪問看護ステーションの職員などもおりますので、人材的な確保は大丈夫かと思われまます。

部会長:他に何かございませんか。

〔なしの声〕

部会長:ほかにないようですので、以上をもちまして「株式会社 池田介護研究所」様の看護小規模多機能型居宅介護の開設場所の変更を認めることとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、看護小規模多機能型居宅介護の開設場所変更を認めることといたします。

ここで事務局より、開設場所変更に当たり、補足があるようですので説明をお願いします。

事務局:御審議ありがとうございました。

開設場所の変更が認められましたので、補助金に関する今後の手続きについて補足の説明をさせていただきます。

今回の看護小規模多機能型居宅介護の開設に当たっては、県の補助金を活用した事業実施計画となっておりますので、池田介護研究所にはこの後、補助金に係る計

画変更の申請手続きを行っていただきます。そして、県の承認を得た後で、変更後の計画に係る事業に着手することが可能となります。以上です。

部会長: それでは、池田代表から御挨拶いただきます。

事業者: 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。場所の変更を承認いただきまして、今後より良いサービスを提供し、弊社が出来ること、地域の人とともに歩んでいけることを大事にしながらこれからも事業を行っていきたいと思いますので、皆様末永くお見守り下さいますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

〔事業者退室〕

部会長: 以上で、本日の議事は終了いたしました。事務局より、連絡事項をお願いします。

事務局: 坂本部会長、ありがとうございました。それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

今年度において次回の地域密着型サービス運営委員会は現段階で予定しておりませんが、介護・高齢福祉専門分科会の開催につきましては、今年度が第9期八戸市高齢者福祉計画の策定年となっていることから、8月25日金曜日を第1回とし、全4回ほどの開催を予定しております。開催日が近づきましたら、文書等で御案内を差し上げますので、御多用のことと存じますがどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、連絡事項を終わります。

司会: これをもちまして、第1回地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。